令和5年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会及び 令和5年度第1回名張市行政不服審査会 会議録

- **1. 日 時** 令和5年8月21日(月)午後1時~2時10分
- 2. 場 所 名張市役所 3階 305会議室
- **3. 出席者** 委員 辻 陽

同 中野 栄蔵

同 髙嶋 雅子

同 竹谷 和也

同 田中 友康

### 4. 会長の選任及び会長職務代理者の指名

会長 辻 陽

会長職務代理 中野 栄蔵

#### 5. 審查事項

- 5-1 保有個人情報不存在決定について(名張市長)
- 5-2 公文書公開決定、部分公開決定及び不存在決定について(名張市長)
- 5-3 保有個人情報不存在決定について (名張市農業委員会)
- 5-4 公文書不存在決定について(名張市長)

#### 6. 審查内容

# 5-1 保有個人情報不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

本件に係る保有個人情報開示請求書は、令和4年5月16日に提出されている。請求内容は、「名張市が請求者に対して行っている接遇や応対、請求者が見た・聞いた様な公務を行うと定めている公文書」及び「請求者以外にも同じ様に全員に同様の公務を行っている事がわかる公文書」である。請求書に記載の具体的な接遇や応対は以下のとおり。

- ① ホームページに掲載されている「市長への手紙」「市政への意見」に関して回答しない。回答したかどうか担当部署である秘書広報室が確認しようとしない。人事研修室長がホームページに記載するなと行政指導する。
  - ② 名札をしていない職員の方に名前を確認し名札をする様にお願いして

も無視して名札をしようとしない。その方の上司と思われる方2名もしていないので名札をさせる様にお願いしても無視を続ける。

- ③ 公務中に市役所の階段で職員の方が2名でペチャクチャと世間話と上司の悪口、いわゆる井戸端会議を来庁者の前でずっと続けていて来庁者に注意されても無視して井戸端会議を続ける。
- ④ 秘書広報室では庶民からの電話に「逆切れ」し庶民を「愚弄」し、その様な公務を行う事を改善していただく為に上司に代わっていただく様にお願いしても代ろうとしない。
- ⑤ 維持管理室長・農林資源室長・農業委員会次長に貴方たちに「差別された」と感じたと訴えても「差別していない」と声を荒げてふてくされるだけで、差別されたと感じさせた事に対するお詫びも謝罪もしない。ただふてくされるだけである。
- ⑥ 人事研修室長に電話をいただいていない旨お伝えしたら、留守番電話 に入れたと回答をいただき、留守番電話はありませんでしたと事実をお伝え したら、そんなこと知りません。とただふてくされるだけで、公務での不手 際に対してお詫びも謝罪もしない。ただふてくされるだけである。
- ⑦ 開発行為に関連して地元関係者の法に反した金員の要求に関して 15 万円支払ったという事実を口頭・メール等々でお伝えしているのに、その様な事は聞いていないと無視する。無視するなというと貴方の意見は聞かない事にするという差別をする。
- ⑧ ⑦に関連して市役所が地元への同意等の捺印を法では求めていけないのに名張市は求め続けていたので無くす様に三重県に色々お願いしてもなかなか無くさないのは市役所の職員と金員の要求者との癒着を疑う旨の提言をしたが無視し続ける。過去の事実を何度もお伝えしても無視し続ける。
- ⑨ 市民部長が私に直接「聞いていませんでした(報告を受けていない) 大変申し訳ございません」と謝罪されました。その事を報告していない市民 部長の部下である市民相談室長にお話しても「報告しました」の一点張りで、 公務で「報告」が出来ていない事に関して真摯に向き合うどころか私に対し てお詫びも謝罪も無い。
- ⑩ 総務室・人事研修室等に情報公開条例に基づいた「審査請求」や「反論書」を持参しても、まともに資料を見ないで違う部署が担当だと案内する。郵便物の中に重要な書類が入っていなかったり、職員の作業中の付箋がついたまま郵送されてくるという相手に対して大変失礼な作業を行っても、まずは間違っていないと開き直る。市民相談室が公文書公開請求に整理番号を付番せず、公務を改善しない。

また、これに併せて、「公務を改善する事をしてはいけないとしている規

則等」及び「名札をするという事等も組織で判断出来ない名張市役所の職員が公務で公正な判断が出来るとする根拠」の開示も求めている。

この請求に対し、実施機関である名張市は、同年5月26日付けで開示決定等期間延長を通知した後、該当する個人情報を取得及び作成していないとして、同年6月7日付けで不存在決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は同年9月6日に名張市へ審査請求書を 提出した。主な主張は、同一の内容で行った公文書公開請求に対する決定と 同様の決定を当該保有個人情報開示請求に適用し、該当する公文書を開示す べきというものである。

この主張に対し名張市は、同年12月19日付けの弁明書にて、「本件決定を取り消すには、本件決定の違法又は不当が必要であるところ、審査請求人は、本件決定の違法、不当を主張していないのであるから、本件決定を取り消す理由はない。また、個人情報開示請求の対象文書は個人情報であるのに対し、公文書公開請求の対象文書は実施機関の保有する公文書であり、それぞれ対象となる文書が異なることから、保有個人情報開示請求に公文書公開請求と同様の決定を求める請求人の主張は明らかに不合理である」と主張している。

その後、令和5年1月30日付けで審査請求人からの反論書の提出、同年3月22日に実施された審査庁への口頭意見陳述があったが、内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機 会の付与を認めるかについても併せて審査をお願いする。

#### (2)審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 実施機関の決定について、当該保有個人情報が存在しないという事実 はその通りであると思われる。
- イ 本件の審査請求人は、対象となる保有個人情報や公文書は異なるものの、過去の審査請求においても同様の主張を繰り返している。本日の諮問審査4件についても、同一の審査請求人による同一の主張が繰り返されている。
- ウ 以前からであるが、審査請求人の主張は保有個人情報の開示の可否という論点から外れており、審査請求人に対して行われた接遇や応対の 是非については当審査会で審議できるものではなく、この点の善処は 実施機関に期待するしかない。
- エ 開示請求書の記載を見るに、当該保有個人情報の不存在は社会通念上

明らかであり、本件決定は覆りようがないため、審査請求人の口頭意 見陳述は益がなく、認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は乗却されるべきと答申する。 (答申第66号)

### 5-2 公文書公開決定、部分公開決定及び不存在決定について

### (1) 事務局からの概要説明

本件に係る公文書公開請求書は、令和4年6月21日に提出されている。 請求内容は、「名張市が一部の来庁者に行っている接遇や応対や公務を行う と定めている公文書又はそのような接遇や応対をしてはいけないと定めた 公文書」及び「そのような接遇や応対を来庁者や庶民全員に行っている事が わかる公文書」である。

- ① 1人の情報公開請求者に対して複数の担当部署がある場合に、複数の担当部署から別々バラバラに公開日時の連絡をして、例えば市外の請求者に複数の日時に来庁させる様な失礼な社会常識の無いアポの取り方をするように市民相談室が指示する。
- ② 人事研修室長がホームページに掲載されている「市長への手紙」「市政への意見」に関して来庁者に書かないように行政指導する等の越権行為を行った事や、公文書公開請求で請求内容に関して「以下は記入しないでください」と書かれている担当部室を記載する欄の下に記載されている請求内容は見ていないと間違った事を言った事に関して等、言動等を問い詰められると「そんな事は言っていない」と開き直り、行政指導における責任を放棄する。
- ③ 上下水道局において来庁者と名札をしていない職員の方の件で窓口にて室長等と面談する際に、後ろの方からめんどくさい感じで出て来て、着席してから「どっこいしょ」という感じで作業服に袖を通して作業服を着はじめるというような見苦しくて大変失礼な応対をする。
- ④ 秘書広報室長が来庁者からの外線電話を突然勝手に切ってしまう。代わっていただきたい方に取り次ぎしない。電話での苦情を報告しない。
- ⑤ 名張市役所において公務遂行前の例えば採用試験の合格者の発表に関しては一切公表されていない事がわかる公文書。つまりつじつまがあわない 公務を行うという規定。
- ⑥ 情報公開に関する反論書の提出期限や補正の期限設定が案件によって バラバラで一貫性がなく、更に金曜日の日付けでその後連休があり相手に到 着するのが火曜日や木曜日である事も考慮されないような、相手の事を全く 考えない公務を行っている。又、同日に請求した3件の審査請求に番号等の

記載がない。

また、これに併せて、「名札をするという事等も組織で判断出来ない名張市役所の職員が公務で公正な判断が出来るとする根拠」の公開も求めている。この請求に対し、実施機関である名張市は、請求書の補正を経て、請求者の求める公文書を次のとおり特定し、同年8月5日付けで次のとおり決定した。

- ③ 人事研修室からのお知らせ (R3.12 月号) を部分公開決定。平成 28 年度~令和4年度新規採用職員研修「勤務のしおり」及び平成 24 年度~平成 27 年度新規採用職員研修「勤務のしおり」(電子媒体) を公開決定。
  - ④ 不当要求行為等対応マニュアルを公開決定。

また、「名札をするという事等も組織で判断出来ない名張市役所の職員が 公務で公正な判断が出来るとする根拠」に対し、名張市職員の服務の宣誓に 関する条例を公開決定。

これらの決定以外については、公文書を作成していないとして不存在決定 を行っている。

この決定を不服とし、審査請求人は同年11月17日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張は、これは農業委員会に提出された、本件とは別の公文書公開請求についての主張と思われるが、「農業委員会の公文書不存在決定を取り消し、代わりに名張市が保有している公文書を公開すること」、また、名張市の不存在決定について、「請求書に記載の接遇等を現に行った部署から個別に通知し、公務の説明を行うこと」、併せて、「名札をするという事等も組織で判断出来ない名張市役所の職員が公務で公正な判断が出来るとする根拠」について公開等の決定がなされていないとして、該当する公文書の公開を求めている。

この主張に対し名張市は、令和5年1月17日付けの弁明書にて、「本件決定を取り消すには、本件決定の違法又は不当が必要であるところ、審査請求人は、具体的にどのような公文書の公開を求めているのか明確に主張しておらず、本件決定の違法性、不当性も主張していない。農業委員会の決定は他の実施機関の処分であるから、本件審査請求で求めることができるものではなく、また、職員全般の対応に係る公文書公開請求に対し、各部署が個別に不存在決定を行わなくとも違法ではないため、審査請求人の主張は不合理である。なお、名張市役所の職員が公務で公正な判断が出来るとする根拠については、名張市職員の服務の宣誓に関する条例を公開決定し、その写しを交付しているため、本件決定を取り消す理由はない」と主張している。

その後、同年2月8日付けで審査請求人からの反論書の提出、同年5月24日に実施された審査庁への口頭意見陳述があったが、内容が重複していた

り、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機 会の付与を認めるかについても併せて審査をお願いする。

#### (2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 実施機関の決定は妥当である。
- イ 審査請求人の主張は当審査会で審議できる範疇にないため、当審査会 における審査請求人の口頭意見陳述は益がなく、認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。 (答申第67号)

# 5-3 保有個人情報不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

本件に係る保有個人情報開示請求書は、令和4年5月16日に提出されている。請求内容は、「名張市農業委員会が請求者に対して行っている接遇や応対、請求者が見た・聞いた様な公務を行うと定めている公文書」及び「請求者以外にも同じ様に全員に同様の公務を行っている事がわかる公文書」である。請求書に記載の具体的な接遇や応対は以下のとおり。

- ① 維持管理室長・農林資源室長・農業委員会次長に貴方たちに「差別された」と感じたと訴えても「差別していない」と声を荒げてふてくされるだけで、差別されたと感じさせた事に対するお詫びも謝罪もしない。ただふてくされるだけである。
- ② 農業委員会に郵便物が届いていないとお伝えしても、「送りました」とただふてくされるだけで、公務での不手際に対してお詫びも謝罪もしない。ただふてくされるだけである。
- ③ 開発行為に関連して地元関係者の法に反した金員の要求に関して 15 万円支払ったという事実を口頭・メール等々でお伝えしているのに、その様な事は聞いていないと無視する。無視するなというと貴方の意見は聞かない事にするという差別をする。
- ④ ③に関連して市役所が地元への同意等の捺印を法では求めていけないのに名張市は求め続けていたので無くす様に三重県に色々お願いしてもなかなか無くさないのは市役所の職員と金員の要求者との癒着を疑う旨の提言をしたが無視し続ける。過去の事実を何度もお伝えしても無視し続ける。
  - ⑤ 総務室・人事研修室等に情報公開条例に基づいた「審査請求」や「反

論書」を持参しても、まともに資料を見ないで違う部署が担当だと案内する。 郵便物の中に重要な書類が入っていなかったり、職員の作業中の付箋がつい たまま郵送されてくるという相手に対して大変失礼な作業を行っても、まず は間違っていないと開き直る。

この請求に対し、実施機関である名張市農業委員会は、同年5月26日付けで開示決定等期間延長を通知した後、該当する個人情報を取得及び作成していないとして、同年6月7日付けで不存在決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は同年9月6日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張は、同一の内容で行った公文書公開請求に対する決定と同様の決定を当該保有個人情報開示請求に適用し、該当する公文書を開示すべきというものである。

この主張に対し、名張市農業委員会は、同年12月19日付けの弁明書にて、「審査請求人が本件において同様の決定を求めている公文書公開請求に対する決定とは、公文書不存在決定である。したがって、公文書公開や保有個人情報開示の対象となる文書はいずれにしても存在せず、また、審査請求人も、開示すべき個人情報がどのようなものか明らかにしていない。審査請求人は、本件の違法、不当はもちろん、具体的にどのような個人情報を求めているか明確に主張していないため、本件決定を取り消す理由はない」と主張している。

その後、令和5年1月30日付けで審査請求人からの反論書の提出、同年3月30日に実施された審査庁への口頭意見陳述があったが、内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機 会の付与を認めるかについても併せて審査をお願いする。

## (2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 先の諮問と同様に実施機関の決定は妥当であり、審査請求人の主張は 当審査会で審議できる範疇にない。
- イ 当該保有個人情報の不存在は社会通念上明らかであり、本件決定は覆りようがないため、審査請求人の口頭意見陳述は益がなく、認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。 (答申第68号)

### 5-4 公文書不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

本件に係る公文書公開請求書は、令和4年8月2日に提出されている。請求内容は、「名張市が一部の来庁者に行っている接遇や応対や公務を行うと定めている公文書」及び「そのような接遇や応対を来庁者や庶民全員に行っている事がわかる公文書」である。請求書に記載の具体的な接遇や応対は以下のとおり。

- ① 令和4年7月4日付 名企第148号、令和4年7月14日付け 名相第104号、令和4年7月14日付け 名農委第112号、令和4年7月22日付け 名農委第133号の様に名張市の職員の皆様の理解する能力の不足に起因する補正命令を出し、補正命令を受けた善良な市民をわざと困らせる様な差別や恫喝や愚弄につながる愚かな公務を行う。
- ② 令和4年7月4日付 名企第148号においては補正の方法、補正の期日に関して名張市側の不備により、一旦、行われた無茶苦茶な恫喝まがいの公権力を乱用した行政指導を指摘により修正した事実があるが、修正の連絡の際に全く不備を謝罪する文言も無く、社会の常識から逸脱した公務を行う。しかも、公権力を乱用した行政指導の通知には担当部署・連絡先の記載も無く問い合わせには市役所に訪問するしかなかったので、補正の方法を確認するのに時間がかかった、それなのに指摘されるまで補正の期日の変更も無かった。市役所の不備に対して庶民にしわ寄せが行く様な公務を行う。
- ③ 名張市の上下水道部においては、本庁では良くても上下水道部では認めないという様な行政指導が行われている。上下水道部は建物が別々の所にあるだけでなく、名張市から独立した行政であるがごとくのセクショナリズムを来庁者に押し付ける。
- ④ 名張市の秘書広報室では、以前工藤様という職員が行った逆切れ等、一般市民に不快な思いをさせた事に関して、何故やったのだと勇気を振り絞って正義の為に公務の不備を正に行った来庁者に対して、ただ「やっていない」と議論のすり替えだけを行い、無視をして差別や愚弄につながる様な接遇をし、不快に感じさせて事に関する説明も謝罪の言葉も無い。

この請求に対し、実施機関である名張市は、該当する公文書を作成及び保有していないとして、同年8月16日付けで不存在決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は同年11月17日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張は、「上記のような接遇や応対を定めた公文書が不存在ならば、説明責任を果たすために、名張市役所では無茶苦茶な公務は行ってはいけないということの説明にあたる公文書を公開すること」と、先の

諮問と重複しますが、「請求書に記載の接遇等を現に行った部署から個別に 公文書不存在決定を行うこと」を求めている。

この主張に対し、名張市は、令和5年1月17日付けの弁明書にて、「本件決定を取り消すには、本件決定の違法又は不当が必要であるところ、審査請求人は、具体的にどのような公文書の公開を求めているのか明確に主張しておらず、本件決定の違法性、不当性も主張していない。また、職員全般の対応に係る公文書公開請求に対し、各部署が個別に不存在決定を行う必要はなく、審査請求人の主張は不合理であるため、本件決定を取り消す理由はない」と主張している。

その後、同年2月8日付けで審査請求人からの反論書の提出、同年6月2 8日に実施された審査庁への口頭意見陳述があったが、内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機 会の付与を認めるかについても併せて審査をお願いする。

#### (2) 審查内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 実施機関の決定は妥当である。
- イ 審査請求人の主張は当審査会で審議できる範疇にないため、当審査会 における審査請求人の口頭意見陳述は益がなく、認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。 (答申第69号)

#### 6. その他の事項

## 個人情報保護法施行条例について

(1)事務局からの説明

令和5年4月施行の個人情報保護法改正に伴い、従前の「名張市個人情報 保護条例」は令和5年3月をもって廃止し、新たに「名張市個人情報保護法 施行条例」を制定した。

個人情報保護法改正により、令和5年4月1日以降、全ての地方公共団体は、独自に定めた条例ではなく、改正法の直接適用を受けることになった。したがって、旧条例には個人情報の取扱いについて一つ一つ定めがあったが、新条例はあくまで改正法に定められた取扱いの範囲内で、地方公共団体が独自に規定を設けることが許容された事項についてのみ定める内容となっており、新条例では、第4条の手数料について、及び第5条から第8条までの

開示・訂正・利用停止決定等の期限について、市民にとって不利益な改正とならないよう、旧条例と同様の取扱いになる規定を設けた。

この法改正による審査会のあり方について、第9条に「市の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、名張市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。」とあるが、この「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、例えば「地方公共団体等が、法律の範囲内で、地域の特殊性に応じた必要性から、独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」や、「法施行条例の改正に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」等がこれに当たるとされている。

なお、旧条例においては、オンライン結合による個人情報の外部提供や、 法令等の定めや本人同意等に拠らない目的外利用等について、審査会の意見 を聴く規定があったが、改正法においてこれらは認められなくなった。しか しながら、法で認められた範囲内での具体的な運用について等、第三者の見 解を得たい場合には、今後も審査会の意見を頂戴することがあるかと考えら れる。